



廃棄物（ゴミ）は、私たちの日常生活に伴って排出される「一般廃棄物」と、事業活動に伴って生ずる燃え殻や汚泥など、指定された内容に基づく「産業廃棄物」に、大きく二種類に分類されています。これら廃棄物の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止され、違反すると五年以下の懲役または一千万円（法人には一億円まで加重ができる）以下の罰金が科せられるなど、反社会的行為という位置づけが強化されて、制裁措置が大幅に引き上げられています。

不法投棄は犯罪です



消費生活の拡大や交通事情の発達に伴い、道路沿いや川沿い、農地または山林などへのごみの不法投棄が目立ちます。

「人目につきにくい」「すでにごみが捨ててある」などの理由で、ごみを平気で捨てる人がいます。不法投棄は、美しい自然景観を損なうばかりでなく、付近に住む人々の生活環境を害し、環境保全の妨げとなります。

不法投棄には、「ごみ集積所以外にごみを捨てる」という行為のほか、「収集日以外に集積所にごみを出す」「不法投棄の未遂」という行為も含まれます。

黒潮町では、県や警察と連携しながら、現場を発見した場合は、厳しく指導するなどして対処しています。

不法投棄を見かけた方は、左記への連絡をお願いします。

○連絡先・お問い合わせ

大方総合支所住民課環境保全係
 ☎43-2800（直通）
 佐賀総合支所まちづくり課水道環境係
 ☎55-3700（直通）

水道給水工事指定店 当番一覧表

月	日		当番店（大方地域）		当番店（佐賀地域）	
	自	至				
8	6~12		夕カハシ水道	前田電工	山本建設(株)	西部総建(有)
	13~14		平野住設	吉本水道	(株)土居建設	拳ノ川住設
	15		大方設備センター	道倉水道	(有)弘瀬建設	谷口水道
	16		河野電機設備	中村住設大方営業所	山本建設(株)	西部総建(有)
	17~19		夕カハシ水道	前田電工	(株)土居建設	拳ノ川住設
	20~26		平野住設	吉本水道	(有)弘瀬建設	谷口水道
	27~31		大方設備センター	道倉水道	山本建設(株)	西部総建(有)
9	1~2		大方設備センター	道倉水道	山本建設(株)	西部総建(有)
	3~9		河野電機設備	中村住設大方営業所	(株)土居建設	拳ノ川住設
	10~16		夕カハシ水道	前田電工	(有)弘瀬建設	谷口水道

当番店の連絡先・所在地 ※当番日以外でも要請があった場合には対応いたします。

大方地域				佐賀地域			
店名	電話番号		住所	店名	電話番号		住所
大方設備センター	43-1420	43-1483	入野769	拳ノ川住設	55-7371	55-7114	拳ノ川1781
河野電機設備	43-1022		入野2878	西部総建(有)	55-2825		伊与喜38-2
夕カハシ水道設備	43-1936		上田の口1578	谷口水道	55-2316		佐賀2773
(株)中村住設大方営業所	43-0211	43-2061	出口372-2	(株)土居建設	55-2133	55-2363	伊与喜43-5
平野住設	44-1513	44-1117	伊田2100	(有)弘瀬建設	55-2121		佐賀1990
前田電工	43-1149	43-1546	入野1574	山本建設(株)	55-3141	55-2076	佐賀2988
道倉水道工務店	43-2096		浮鞭3558-8				
吉本水道工務店	43-2024		入野544-4				

○お問い合わせ
 大方総合支所 まちづくり課 水道係 ☎43-2114(直通)
 佐賀総合支所 まちづくり課 水道環境係 ☎55-3700(直通)